

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

< 趣旨 >

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

< 対象者 >

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

< 実施状況 >

申請受付開始日
平成15年6月30日
対象者数等

(平成26年12月1日現在)

医療手帳対象者 149名
(累計 157名)
うち健康管理調査対象者 29名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

事業見直し等

・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を継続することを決定

・平成23年6月23日
平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施することを決定

・平成26年6月
平成26年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成26年7月以降も事業を継続することを決定

・平成29年6月
緊急措置事業見直し予定

< 給付内容 >

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

なし
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

あり
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者

平成23年度～
→精神発達調査の実施(精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施)

- ・精神発達調査費用(月50,000円)

< その他 >

小児支援体制整備事業の実施

平成20年度～
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う